

令和元年度第1回伊賀市大山田財産区管理会 会議録（概要）

日 時：令和元年7月4日（木）13:30～15:40

場 所：大山田農村環境改善センター 2階大会議室

出席者：（管理委員）豆本会長、西尾委員、中澤委員、馬岡委員、福持委員、蛭澤委員

（管理人）廣島氏、福川氏、立川氏、村上氏、児玉氏、辻氏、森下氏、

伊賀森林組合 増田、前田

（事務局）大山田支所 狩野支所長、杉野課長、増岡主幹

財産区管理会 議事録（概要）

事務局	失礼します。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回伊賀市大山田財産区管理会を開催させていただきます。申し遅れましたが、本日司会進行をさせていただきます振興課の杉野と申します。どうぞよろしく申し上げます。それでは会議次第の2、会長あいさつということで豆本会長様よろしく申し上げます。
会長	失礼します。財産区の豆本でございます。梅雨に入って初めの方はあまり雨が降らなくて天気ばかりでしたが、最近になってここしばらく雨が続いて、九州の方では大きな災害が起こっているようでございます。当地については今のところ無難な事でありがたいと思っております。皆様方委員さん又は管理人さんにつきましては、いろいろと平素から財産区の活動に格別のご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。それぞれ自分の仕事を持っておられ、それぞれの立場でご活躍いただいている中、その上に財産区の御用ということでお願いをしているわけですが、本当にご苦労様でございます。本日につきましては、第1回の会議という事で、予算につきましては前回の前年度会議で審議をして頂きましたが、今年の事業予定や予算の方も、水源林整備事務所の関係もありまして補正予算を組んであります。その辺も審議を賜りたいです。それから一番後で、毎年市の方から自治協や温泉にお金をという事でご依頼がありますが、それにつきましては正式な要綱作りをしてきっちりと出していける様にしたかったので、要綱の素案を出させて頂きご意見を聞かしてもらおうと本日は思っております。本当に平素はいろいろとお世話になっている訳ですけれども、本日はたまたま雨が降っていないくて、田の畔でも刈りたい時期ですが、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。よろしくご審議を頂きたいと思っております。ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。続きまして会議次第の3、支所長あいさつということで、狩野支所長よりよろしく申し上げます。
支所長	失礼いたします。この4月に支所長を拝命いたしました狩野でございます。昨年までは振興課長という事でお世話になっておりましたが、今年も支所長という事でよろしくお願い申し上げます。事項のあいさつにつきましては、会長さんより今いただきましたし、私がここでわざわざあいさつするのも申し訳ないと思うのですが、簡単に一言だけお願いいたします。平素はお忙しい所、財産区管理会にご出席いただき又、財産区の業務に格別のご配慮をいただきありがとうございます。また、財産区につきましても、山が木津川の支流、服部川の源流にあるという事で、水源林として大切な役

	<p>割を持っている所でございます。豆本会長をはじめとします、管理会委員の皆さん又、管理人の皆さんには境界確定など、何かとお世話をかけております。大山田の財産として継承し、恵まれた自然環境を次の代に残していくという所で、今後ご支援ご協力をよろしくお願ひいたします。会長さんからございました、本日は新たな31年度の事業。それから30年度の決算と、この前から6月補正をさせて頂きましたので、補正の内容。それと、補助金の交付要綱案の叩き台を作らせてもらいましたので、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。つづきまして議事に移らせていただきます。議事の進行につきましても、伊賀市大山田財産区管理会条例第5条第2項に、会長は管理会の会議を主宰し、とありますので、この後の議事は豆本会長にお願いしたいと思ひます。また、管理会条例第7条第3項に、管理会の議事は出席委員の過半数をもって決する、可否同数のときは、会長に決するところによる、とありますので、採決を要する事項ではご注意をいただきたいと思ひます。さらに、伊賀市議会基本条例第6条第2項、地方自治法第115条第1項、伊賀市自治基本条例第7条第3項、伊賀市情報公開条例第24条第1項の規定によりまして、本会は公開とさせていただきます。議事録を作成し、ホームページに掲載して公開するために、議事内容を録音させていただきますことをご了承いただきたいと思ひます。以上よろしくお願ひいたします。それでは、ここからの議事を、豆本会長様の方でよろしくお願ひいたします。その前に資料の確認だけお願いしたいと思ひます。1つ目管理会の事項書、続いて平成30年度実施事業と今後の予定という資料と、伊賀市大山田財産区有林整備計画表というのがA3、3枚でございます。その次に30年度歳入決算資料No.1というのがホッチキス止めでございます。最後に伊賀市大山田財産区交付要綱案資料No.2というのを付けさせて頂いております。資料が無いという方はお申し出下さい。よろしくお願ひいたします。それでは、ここから豆本会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、これより進行を会長の方で進めたいと思ひます。委員の皆様には議事の円滑な進行につきましても、ご協力を賜りたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。本日の出席委員は6名でありまして、会議は成立いたします。なお、本日の管理会には本年度の事業の事もありまして、財産区管理人の方にもご出席いただいておりますのでよろしくお願ひいたします。会議次第4の会議録署名委員の指名につきましても議題とさせていただきます。会議録に署名いただくお二人を私から指名させて頂いてよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは蛭澤委員と西尾委員に署名をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。後日、議事録を確認して署名をいただきたいと思ひます。それでは早速でございますが会議次第5、協議事項に入ります。(1)の平成30年度の事業と今後の予定について、を議題といたします。平成30年度の事業につきましても、森林経営計画の関係で、伊賀森林組合さんが説明に来ていただいておりますので、説明をして頂きたいと思ひます。それでは、森林組合さん説明をよろしくお願ひいたします。</p>
森林組合	<p>みなさんこんにちは。伊賀森林組合の増田と業務課の前田と2人で来ました。いつもお世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。平素は当組合の運営並</p>

	<p>びに事業推進に格別のご支援、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。とりわけ大山田地域に関しましては、当組合の事業の大半をこの大山田地域でさせていただいているという事がございます、皆様のお顔を拝見させていただきますと、いろいろな事業をしゃべりたい所ではありますが、今日のところは時間の都合もありますので、大山田財産区有林に関しての昨年度の実施した事業と、今後の予定についてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。ホッチキス止めで皆様のお手元にお配りさせていただいております、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず1番目という事で、布引林班で実施させていただきました、提案型集約化施業の事業報告をさせていただきますと思います。担当の前田より報告させていただきます。</p>
<p>森林組合</p>	<p>森林組合の前田と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料の3ページをご覧ください。こちらに付けさせていただきましたのは、森林組合の提案型集約化施業のご精算書になります。次のページを開きますと図面があります。布引林班地区の青山高原風車付近の山を整理させていただきました。事業内容としまして、搬出間伐が16.35ha、作業道開設幅員2.5m、1,481.35m、木材売上としまして、393.048 m³、m³単価としまして9,875円、合計金額で3,881,540円の売上とさせていただきます。これは非常に高い木材売上だと思います。補助金の収入を加えさせて頂いて合計で6,451,640円が収入の合計となります。次に事業費の合計としまして、選木・伐倒・集材・造材・搬出経費及び、機械利用料グラップル0.25、フォワーダと木材の運送を合計しまして6,238,953円、作業道を開設しましたが、これは別の補助金で全額負担させていただきますので、大山田財産区さんの負担金はございません。ここで管理費と事業手数料を加えさせていただきます、事業費の合計は7,930,224円、精算額といたしまして、△1,478,584円となります。この事業は負担金無しと、お約束させていただきました事業でありますので、今回ご負担金は0円とさせていただきます。資料の5ページになりますが、簡単ですけども写真をつけさせていただきました。一番上は作業前の写真で次のページからは完成の写真になります。少し雪や霧で見にくい写真になるかと思いますが、本数間伐率30%の間伐を行いました。資料6ページの方には、下から見上げた写真をつけさせていただきます。次のページには作業状況の写真をつけさせていただきました。8ページになりますが森林作業道の開設の写真になります。時期が雪の多い時期だったので写真が見づらいかと思いますが、ポールの幅が2.5mの幅となっております。一部砕石工や木柵工の設置をして、基本土工で作業道の開設を行っております。以上で終わります。</p>
<p>森林組合</p>	<p>また1ページに戻りまして、2番の伊賀市大山田財産区有林整備計画の進捗状況について説明をさせていただきます。この計画ですけども平成28年の11月に策定をされまして、平成33年度までの期間について何をするか計画を定めた計画になります。少しおさらいをさせていただきますと、すべての林班で境界明示、測量調査、図化をさせて頂いて、さらに布引林班では森林経営計画を策定して、先程ご説明させていただきました提案型施業と、水源林造成事業これは機構の分収林になるのですが、整備をさせて頂いたと、大まかに言うところの内容でございました。その進捗についてご報告をさせていただきます。まず境界明示、測量調査、図化についてですが、これは5年間かけてすべ</p>

ての林班を終えるという計画になっておりまして、この表のとおり昨年度は剣谷林班と下馬野林班をさせて頂きまして、今年度は柳谷林班、横尾林班、木地林班この3つをさせて頂く予定をしています。その後、来年度以降になるのですが、高良城林班、長尾林班、西教林班をさせて頂いて、これですべての林班の境界がはっきりして、山にはペンキで白く明示された感じになるという事でございます。1枚めくって頂いて、2ページでございます。境界と同じ様に布引林班の整備についても、当計画でされておりましてご報告をさせて頂きます。皆さんご存じのとおり、森林研究・整備機構の分収林の部分と財産区有林の部分、その2つの部分がございます、それぞれ森林研究・整備機構の分収林につきましては、平成28年度と29年度の2年間で除伐Ⅱという切り捨て間伐を実施、完了しております。先程ご説明させて頂いたとおり、財産区の直営分に関しましては、昨年度の提案型集約化施業で完了したという事で、計画にありました布引林班の整備に関しましては、全域において当初の計画を完遂したという事でご報告をさせて頂きます。以上が報告事項でございます、次に令和元年度以降の実施事業の予定について、それぞれ林班ごとにご説明をさせて頂きたいと思っております。まず1つ目下馬野林班についてですが、これは最近の話でございますが、三重県の事業で災害緩衝林整備事業の箇所に選定されまして、昨年度要望を上げたのですが、今年度発注を最近されまして当組合が入札で無事落札させて頂きました。工事名が災害緩衝林整備事業 第上-3号(下馬野)です。工期につきましては、令和元年7月1日から12月9日までという事で契約はまだという事ですけども、工事概要といたしましては調整伐、調整伐は間伐の事ですけども4.57ha、危険木除去20mという内容になってございます。9ページまで飛びますが、9ページに工事の図面をつけさせてもらっております。県が設計書の中で示している図面でございます、林班の図面を元に作っていますので実測とは異なるのですが、今年度の予算では全部しきれませんので、上の右側のピンク色で塗ってある山腹部4.57haこれが今年度の施業場所。黒く網掛けをしてある所は、令和2年度以降の施工という事で来年度以降にかけて複数年で実施をしていくという事になってございます。2ページに戻っていただきまして、これが下馬野林班の今年度の事業でございます。続きまして次の西教林班について、でございます。西教林班につきましては森林研究・整備機構の分収林事業が今年度実施予定でございます。こちらにつきましては10ページをご覧くださいませでしょうか。10ページに図面をつけさせてもらっているのですが、赤と青の2色で色分けをさせて頂いていると思っております。赤と青で機構の分収林はすべてでございます。青が搬出間伐、赤が搬出をしない普通の保育間伐という事で着色で色分けをしてあるわけですが、鳳凰寺林道が下にわかりにくいのですが走っておりまして、道から近い木の出せる所は搬出間伐、道から遠い所は切捨て間伐という計画をさせて頂いております。もう一度2ページに戻って頂きまして、保育間伐が13.19haのうち搬出が3ha、154m³という計画になっております。続きまして、横尾林班と木地林班についてなんです、こちらは財産区直営事業という事で保育間伐をさせて頂く予定をしております。それぞれ今年度、丁度測量調査をする予定をしておりますので、測量調査を終わって実測面積が出てきた時点で、この事業については取り掛かっていこうと考えております。また、木地林班では間伐のフィールドを利用しまして、チェーンソーの講習会の企画をして

	<p>いければと思っております。続きまして剣谷林班でございます。剣谷林班につきましてはここ2年くらい森林研究・整備機構に要望させて頂いているのですが、搬出が出来ないという事で予算がついていない状態でございます。今年度につきましては搬出間伐に向けた道を付ける、路網計画をたてて来年度搬出間伐をしようという話になっておりますので、今年度につきましては来年度に向けた路網計画の調査という予定になってございます。続きまして林班共通に言える所でございますが、大山田財産区有林長期森林整備計画の策定。こちらにつきましては、まだ具体的にどういう計画か決まっていない訳ですが、この先何十年と先を見越した計画を今の状態で作っておく。この先山に詳しい方々があまりいなくなる時代を想定して、今の時代にしっかりとした計画を立てていこうという計画になってございます。次に剥皮獣害防止テープ巻きという事で、鹿の皮むき被害が最近少なくなってきたという声もあるのですが、テープ巻きをして獣害に備えるという作業も予定して上げさせて頂いております。いずれにしても、今年度以降もいろいろ複数の林班に事業の実施を予定しております。引続き伊賀森林組合共々よろしくお願いたします。以上で終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。財産区の山につきましては、それぞれの林班で補助金や、水源林整備事務所でお世話になるとか、県の方の事業とか、うまく活用して計画を組んで頂いております。それで直営の仕事については、ちょっとお金もいるわけですけど、他の事について、大きな仕事についてはほとんど補助金関係でやって頂いているのが実動だと思いますが、ただいまの説明につきましてご質問等がありましたらお聞かせ頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。今年は先程も森林組合さんがおっしゃられたように、下馬野林班で県の災害緩衝林整備事業と、西教林班で水源林整備事務所の事業をするという事でございます。横尾と木地林班につきましては間伐という事で、木地林班の間伐につきましては、チェーンソーの講習会と書いて頂いております。いろいろと事故も起こっていますので、本当にどうしてしなければならないかが大事だと思います。この間も増岡君と一緒に水源林整備事務所の事務担当者会議に行かしてもらいましたが、冊子もこのくらいの安全管理の冊子をくれますけども、それ位やかましく言っています。そのような事もありますので、講習会についてはうちの者だけではなく、広く習いたい人は来てもらったら良いのではと思います。そんな考えも含めて広島さんもこの間言ってくれていたもので、そのような事でいきたいと思っております。後、剣谷林班は路網整備の調査という事で、今年度の事業についてはほとんど森林組合さんにお世話になる訳ですけども、そういう事でやっていきたいなと思っております。今の計画についてご質問がありましたらよろしくお願いたします。</p>
管理人	<p>1 ページの下の方に木地林班が入っているのに、上の表に木地林班が入っていないのはどうしてですか。</p>
森林組合	<p>平成 28 年の 11 月にこの計画を策定させてもらった時に、木地林班の存在を知らなかった。その後木地林班があると指摘を受けて、昨年度追加で入れさせてもらったので、当初の計画には木地林班は無いのですが、境界の調査等については出させて頂きます。森林簿にも木地林班は出てきておりませんので見落としてしまったという事です。申し訳ございません。</p>
会長	<p>他によろしいですか。無いようでしたら、こういう方向で本年度は進めて参りたいと</p>

	思いますのでよろしいですか。ご意見が無いようですので、そういう事で決定という事にさせていただきます。よろしいですか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。森林組合さんのご退席という事で、ありがとうございます。
森林組合	ありがとうございます。
会長	続きまして、(2)の平成30年度決算及び令和元年度予算について、を議題といたします。事務局からの説明をよろしくお願ひします。
事務局	振興課の増岡でございます。今年度も財産区の事務局を担当させていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは私の方から平成30年度決算及び令和元年度予算についてご説明させていただきます。資料No.1をご覧ください。(詳細について説明)3枚目から令和元年度の予算を掲載してあります。予算につきましては、前回の管理会において承認いただいております、6月議会におきまして補正予算を計上いたしましたので、その分につきまして説明をさせていただきます。(詳細について説明)簡単でございますが平成30年度決算及び令和元年度予算についての説明を終わらせて頂きます。
会長	はい。ちょっと補足をしますけども、予算の中で1,000,000円繰入金がある温泉というお話がありましたけども、これは3自治協さんへそれぞれお渡しするという事で、阿波につきましては、自治協さんが指定管理という事で受けてもらいますので、その中から温泉にお使いなるかもしれません。金額はそれぞれまちまちでございますが、3自治協さんにお渡しをするという事で、ご要望を頂いている部分もありますし、市からのご依頼もありましたのでそういう事です。島ヶ原さんは3,000,000円位でしたか。
事務局	はい。
会長	島ヶ原は3,000,000円という事です。
委員	元が多いのですか。
会長	元が多い。あそこは年間30,000,000円位もらっている。
委員	大山田と島ヶ原とあるが、阿山とか他の地区にこの様な収入はあるのか。
会長	無いです。
委員	自治協はあるのでは。
会長	自治協はあるが財産区は無い。
委員	そういう事では他の地区に補助金は出ない。
会長	出ていない。
委員	それをあてにされて補助金が減ったらどうするのか。
会長	自治協の経費については、配分方法が決まっているので、それがうちの補助金があるから減るという事にはならない。算定方法が決まっている。
委員	人口に対してですか。
会長	人口、面積、均等割のような事で決めていると思いますので、そういう事はありません。うちが出したから自治協の交付金が減るという事はありません。伊賀はあります。柘植の財産区でそこは議会制でやっているの、独立してやっています。

管理人	発言させてもらってよろしいでしょうか。
会長	はい。
管理人	交流施設というのはどこの施設ですか。
会長	さるびの温泉です。
管理人	そのものですか。
会長	さるびの温泉に1,000,000円を補助するという事ではありません。
管理人	3自治協で合計が1,000,000円という事ですか。
会長	はい。
管理人	この予算書では30年度は500,000円となっていましたし、29年度は0円だったという事で29年度から考え方が変わって、そういうのを積み上げていったのでしょうか。
会長	市からも指導があったし、自治協からもご要望があったので出しました。
管理人	要望書が出てきたからでしょうか。
会長	はい。
管理人	30年に出てきたのでしょうか。
会長	昨年の年末で予算が決まってからだったのが今年の補正で上げました。
管理人	昨年も500,000円出していますが。
会長	昨年の500,000円も1年遅れみたいな恰好です。昨年の正月くらいに言ってきたので、その時に予算が印刷されていて、当初に間に合わなかったのが補正で組みました。
管理人	今後の見通しは。
会長	今後の見通しはまた後で3の項でご協議頂きますけども、交付金要綱というのを作って自治協さんへ出せるようにきちんとシステム作りをしていきます。今は市の指導とか突発的に起こってくる訳ですが、そういう事ではなくて、目的を設定して要綱も作ってそれに基づいて還元していこうという事です。
管理人	今までは条例補助ではなくて、任意補助だったという事ですけども、今度は要綱を作って条例補助をしましょうという話ですか。
会長	今はシステムを作ろうとしています。また後で説明をしますけども。そういうつもりをしています。
管理人	もう1ついいですか。
会長	はい。
管理人	検診費で管理人9名の値段3,900円を上げていますが、それはどういう目的で上げて未執行となったのですか。
会長	どの部分ですか。
委員	今年の予算で会計項目32、項が01、事業が一般管理経費、上から6行目の所。
会長	健康診断ですが、健康診断はやっていないですね。
管理人	これは私らの分ですか。
会長	そういう事です。
事務局	そうです。
会長	実際はしていないですね。
事務局	していないです。

管理人	雇人なので、上げるのはありがたい話ですし。
会長	予算に上がっているのであれば、日が合えばしても良い。
管理人	しなければならないのであればするが、しなくて良いと思っている。
会長	どこでも良いので、東の医者や阿波の診療所でも良いと思いますが。
管理人	普通の健康診断で特殊健康診断ではないのですか。
事務局	白ろう病検診の単価です。
委員	特殊検診です。
会長	それだったら、誰でも診てもらおうという訳にはいかない。
委員	申し込んでするやつなので。
会長	どこですか。
委員	普通はマルタピアです。
会長	マルタピアでしてくれるのですか。
委員	年に1回やっている。
会長	それだったら、実行するようにして下さい。
管理人	チェーンソーを常態として使っている人が受けるのであって、私らは関係ないと思います。それだけ仕事しろというなら受けますが。
管理人	作業しているかどうかと言えば、していないので必要ないと思います。
会長	実態としては、境界の確認や林道の確認や山の確認をしてもらっている。実際仕事は森林組合さんでほとんどしてもらっている。たまに木が倒れていたら切るくらいで、そんなに必要ないと言えない。
管理人	作業班で今まで間伐をしていた。10年程前にはマルタピアに搬出していた。
会長	その時からの予算が残っている。
管理人	予算が上げてあるのは仕事をしろという事では。
会長	作業員さんはどう思われますか。よろしいですか。
管理人	実務だったら出来るのでは。
会長	作業は間伐になりますが。
管理人	委託に出す山は多いと思いますが、私らの手塩に負える範囲の作業でチェーンソーを使う事があれば、計上して頂ければありがたいし、私らも活動をしていきたいと思いますが、相談になりますので私だけ言う訳にもいきません。
会長	これは項目だけ上がっているという事でご理解頂きたい。
委員	チェーンソーより白ろうがきついのは草刈。草刈のほうかなりやすい実際は。
会長	そうですか。
委員	草刈のほうきつい。
会長	私はハンドルなので振動はそんなにない。
委員	棒は振動が多い。
会長	そういう事でご理解を頂きたいと思います。他によろしいですか。
支所長	補足してよろしいか。
会長	はい。
支所長	先程会長さんが説明、補足してくれた、交流拠点に1,000,000円ではなく、3自治協

	<p>へ対し 1,000,000 円という補正の話がありましたが、管理人さんから交流拠点は何かとの話があって、交流拠点はさるびのですと、そうすると話が合っていないという事ですけども、実は内情を言わせてもらおうと、阿波の自治協さんに 500,000 円、布引さんに 300,000 円、山田さんに 200,000 円、合計 1,000,000 円という事で割り振りをさせてもらって予算化したのですが、布引さんと山田さんについては、明確な事業の内容が示されていないのです。ですから予算を上げるにも上げようが無かったので、とりあえず全部ひっくるめて、さるびのさんに固めてしまい交流拠点という項目があるので、そこに 1,000,000 円が上がっています。内情はそういう割り振りで上がっているので、布引さんが地区市民センターの中の改修工事をするのでしたら、工事請負費になるでしょうし、そういう事で決算が上がってくると思うのですが、今の時点ではとりあえず、項目としてあるさるびのの交流拠点経費という事で、一括で 1,000,000 円上がっているという事ですのでご理解頂きたいと思います。</p>
会長	<p>はい、よろしいですか。他にございませんか。ないようでございますので、(2) 平成 30 年度決算及び令和元年度予算についてはご承認を頂けますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ご承認を頂いたという事で、よろしく申し上げます。それでは (3) の財産区補助金交付要綱について、を議題といたします。これにつきましては、先程も言いましたとおり毎年、市のほうから指導があり、それに基づいてさるびのさんとかに助成金を組んできた訳ですけども、財産区もお金が無い訳ではないので、住民に還元するのが必要かなと思います。大体 12,000,000 円入ってきますので、このお金については、耐用年数が何年かわかりませんが、風車のある間は頂けるかなと思いますので、50 年、70 年先にはもらえない時も来るかもわかりませんが、それまでは、頂けるかなと思っています。折角 1 千何百万円をもらっているのに、それを有効に活用するのも大事なことだと思いますし、また非常の時とか、いろんな時に残して置くというのも大事なかなと思います。山もきちんと整備しなくてはならない。山は今財産区の山が一番美しいのではと思っています。一番管理していますので。1/3 位ずつ、残すのは 1/3 残す。事業の目的に推進をするのに 1/3 使う。それでみんなに還元するのを 1/3 還元できれば良い。それについては 1/3 をみんなの人に還元するとき、今現在、林道の整備とか、例えば布引生森の境界の明示の看板とかは補助金を出してしてもらっています。阿波生森の山も看板を建てるなら言ってもらったら出しますよ。山に関する事についての補助金要綱は作ってありますが、さるびの温泉とか自治協へとなると作ってないので、今回作ろうとしているわけですけども、僕は個々の団体に補助金を出すという事になってくると均等にいかない。住民自治協議会の下は住民全員ですので、住民自治協さんに助成するのが一番公平かなと思います。その補助金を出した分をどこに使うか。財産区で上がった収益については、福祉に使うというのが本来の目的ですけども、住民自治協さんも福祉事業をやっているわけですので、住民自治協さんの福祉事業に補助金をやれば、住民自治協さんは今まで福祉に使っていた分を他にまわす事が可能ですので、そういう事で住民みんなに恩恵がいくかと、一番公平かなと思うので、自治協さんを対象に補助金要綱を作りたいなと思っています。それについては、たたき台を作ってもらいましたのでそれを説明してもらいたいと思います。</p>

	それではよろしく申し上げます。
事務局	資料No. 2 に伊賀市大山田財産区補助金交付要綱（案）を作りましたが、関係機関には協議をしていませんのでご了承下さい。それでは要綱を説明します。（詳細を説明）以上で説明を終わります。
会長	この要綱については、市の方で作った本当の素案です。まだ本庁もどこも協議をしていませんし、こういう文書を作る時はいのかのようなシステムでいくか、本庁に文書法制係という所がありますので、そこで交付金要綱がうまく作られているか、文言などにおかしい所はないか、関係法令上おかしくないか、そういう所と確認をしてくれます。それを確認頂いてから、決裁が上がっていくという事になりますので、そういう手続きが必要ですけども、そういう事でこういうやつを作って、きっちりと出していきたい。ここにも書いてありますけども、第5条で補助金は予算の範囲内とするという事で、他の補助金もありますのでこればかり1/3使うという事ではありません。他のやつを含めて還元する分が1/3以内位で止めておきたいと思います。150万円位になるのか、全体で400万円位になるのか、200万円位になるのかわかりませんが、そこは予算の中で枠取りをしていくので、無限大に出すという事はありません。委員さんのご意見はどうですか。こういうのを作っていかないと、例えば今までは繰出し金という事で、市の一般会計へ繰出しをしていました。実際お金を渡す時もそのようにしています。常夜灯も市のほうへ特別会計から一般会計へ繰出しをして使っています。出来れば一般会計へ繰出してしまうと、どこのお金かわからなくなるので、そのことによって大山田へ来る配分が減るのも困る。出来れば直接渡したい。その為に要綱作りをしている。僕の思うのでは第4条のところ福祉という言葉もありますし、そこに地域振興というのも入れてもらえないかと思えます。それが可能か可能でないかわかりませんが、そこを一度検討してほしいと思います。そうでないと福祉というのに限ってしまうと使い勝手が悪いかと思うし、市からご指導があるのは、福祉ばかりでなくいろんな事がある。それだったらその方が良いのではと、そうしたら自治協さんとうちとで話が出来るという事になるので、使い勝手が良いと思いますのでその文言も入れてもらえたらありがたい。事務的にそれが良いのかどうか、地方自治法でそれがおかしいとなるのか、ある所あるみたいですが。この間支所長さんが調べてもらった時に、浜松かどこかでそれは条例でしたけども、いろんな事が入っている所がありましたですね。
支所長	愛知県の豊田市です。
会長	いろんな事が入っていましたね。
支所長	はい。あれはまた違う事だと思います。
会長	あれは条例ですね。
支所長	そうです。伊賀市の場合は財産区の基金条例という市議会議員が認めた条例というのがあります。条例だけが議会に上がるので、条例の次に規則というのがあるって、更にその下に要綱があります。条例というのは議員自身が採決します。基金条例の6条の中に財産区の基金が今1億円弱ありますけども、この基金を一部使うについては、財産区住民の福祉の増進を図る為に必要が生じた場合に限り取崩しても良いとあります
会長	基金はですが。これは当年度の収入なので。

支所長	この場合基金ではなくて、単にこの収入源から補助金を設けようという話しなので、基金条例に沿ってなく、新しいものとして持っていくのか、あくまで基金条例があってその派生のような形で3自治協に補助してあげるのか、それは福祉の増進という事の表題として持っていくのか、どちらかです。新たな物を作るとなると抵抗勢力が出てくる。文句を言ってくるという事です。
会長	抵抗勢力があるかもわかりませんが、実際にはこれから住民自治協も財源については先細りなので、もうちょっと地域振興というものがあっても良いのではと思います。
支所長	それは財政が言うてくるのですが、何で大山田だけそんな事をするのか。ちょっと財産があるからといってどうか、他は皆我慢しているのに。という話が出てこないとも限りません。包括交付金を下げるといいう話が出てきます。みんな均等に減らそうと言っているのに。
会長	みんな均等に減らしたら良い。うちは金があるから出す。
支所長	先程会長がおっしゃったように、そうすれば市へ繰入れてくれ。市が均等に配分する。と言ってくるかもしれませんが、そこがどうなるのか。
会長	市が繰入金を出せと言ってきたら、うちは出さないと言うので貯まるだけです。
支所長	そうです。
管理人	島ヶ原が3百万円出ているのは、それと同じような形で出しているのですか。
支所長	理屈は一緒です。あそこは自治協が1つですので、自治協に出しているというよりは、直接温泉に出している。温泉の経費は特定財源というのですが、事業をするとなった時、その財源をどこから捻出するのかという場合に、島ヶ原の財産区の繰入金を使いますという事で、他には使いませんという事を明確にしているのですその通りです。
管理人	島ヶ原の温泉は繰入金でやっている。
支所長	だけでは無理です。
管理人	今回はボイラーが壊れたりしましたが、あの場合は市が費用を出してくれるのか。
支所長	出します。
管理人	島ヶ原も壊れたら市が補助してくれるのか。
支所長	市がほとんど補助します。一部をそれに賄ってほしい。会長がいつもおっしゃられるのでけども、壊れたものを直すのは市の仕事ではないかと。それをなぜ財産区で直さなければならないのかと。それはその通りですけども、市の考え方としては、地元で持っている財産を地元にある温泉で活用してあげる事によって、温泉を盛上げて頂いているという精神的なものですよ。という事でお金を払って下さいという言い方を市がしている訳です。
管理人	そういう形で、盛上げていく。
支所長	そういう事になります。それを地域振興で出してしまうと、包括交付金が出ているのにそれはどうですかという話になりかねない。それでむずかしいかなと思います。
事務局	先程会長さんが言ってくれたように、福祉の増進で地域振興も出来るのではと思いますが。
会長	それは自治協の中の事業でする事なので、それは別に構わないと思います。しかし、例えば阿波の自治協で500,000円を使っているのかという使っていない。そういう

	事が起こってくるので、それはなかなかむずかしいと思います。
管理人	自治協の設立目的は地域の福祉ですので、大きく風呂敷を広げたらどんな活動であっても、自治協の活動は地域の福祉である。地方自治法第 294 条に財産区の目的が地域の福祉ですので、完璧にこれは一致するのですね。包括交付金もまた、別の意味でいろんな活動に使えると、福祉だけではないですよ。その内容に市はあまりにも言い過ぎではないかと思っているのですけども。私らの財産は福祉だけの限定されたものなので、その所は使えないと私らはそう思っているのですけど。読み方はいろいろあると思います。今度委員さんに協議していただく要綱ですけども、普通、事業活動でしたら交付要綱と実施要領の 2 つが 1 セットと私理解していましたが、これはお金の出し方を協議するものであって、事業の活動内容を協議するのは委員さんにお任せするというような大胆な制度設計になっているのですけども、それで役場がよく認めたなど、これから認めていけるのかなと私少し心配になります。全権委任みたいですので、それがこの要綱の狙いかも知れませんが。
会長	そうでないと、直接渡すことが出来ないもので。
管理人	いや、そういうつもりではないのですけども。
会長	地域振興は入れにくいですか。
管理人	規則を変えたらいけますけども。
会長	入らなければ、入らなくても仕方がないですけども、一度文書法制へ聞いて下さい。市も指導してくることについては、指導に基づいたきちんとした根拠を作ろうとしている訳なので、市も協力をしてもらわなければだめ。今までは市の指導もあり単発的に決まってきた訳ですけども、出し方の根拠というのはその時、その時に変わるという事が考えられる。そういう事でなく、これに基づいて補助金を出すという事をきっちりしておきたいという事で、お互いにきっちりしていかないと、お前らだけで勝手に決めてと言われかねないのできっちり作っておきたい。市もこれを作るについて、その方向に向いている事に理解をしてほしいと思います。
支所長	おっしゃる通りだと思うのですが、6月議会で補正予算を上げて 1,000,000 円を交流施設に出しますという事を議会に諮った時に、安本議員さんからこれは規則に基づいて出すのですか、それとも話合いでこの様になったのですかと質問があったのです。放送を見られた方はご存じと思いますが、うちの課長が答えていますけども、今回は話合いです。これは是非とも規則で決めて頂いて、継続的にして頂いた方がという事で、あの方は温泉を応援という観点で言っていますけども。応援してもらうのがよろしいです。という言い方をしていました。そういう意味では要綱を作っておく事はいい事だと思いますし、過去 2 年間 50 万、100 万という事で出る訳ですから、ある程度定例的に出ていくのであれば、何かあれば良いと思います。
会長	結局、温泉というけれども、仮に民間へ売却したとしたら、もう何もうちは補助金を出せません。自治協が指定管理を受けているのでうちも出しますけども、民間で受けたら出しません。
管理人	自治協は指定管理を受けていません。
会長	自治協は受けていないのですか。
支所長	自治協が構成員になっている公社が受けています。3人の自治協の会長があそこに名

	前が入っているという公社が受けている。話がややこしいですが。
管理人	会長の見方をしますと、自治協が自治協で好きなように福祉をこうすると言うたら何でも使えるけども、温泉に使わなくても良いという話になる訳です。
会長	構成員に入っているのです、うちが出すという事ですけども、民間になったらこれは出しません。民間に出すとなったら全部に出さなくてはならない。
管理人	住民の福祉のためになる民間団体、一般社団法人であっても出せるという制度設計になっていますよ。
会長	それはちょっと話が大きすぎると思う。
管理人	これはお金の出し方を検討しているので、事業の検討をするときは事業実施要領を作成するというのが、普通の制度設計だと思いますが、今は第8条ですか、事業内容の検討は委員に全権を委任される訳ですよ。
会長	事業内容は第4条で対象経費については、財産区住民全体の福祉を向上させるため。対象者は自治協にしか補助金を出しませんと。
管理人	交付決定は事業を認めてから交付決定しましょうと。
会長	はい。
管理人	事業の認め方というのは、委員会にお任せしましょうという事ですか。
会長	そうです。
管理人	ものすごく裁量がありますね。
会長	うちで審議しますけども、対象は自治協さんという事です。
支所長	県と違って、大きな種類の事業申請が出てくる事があまりない。大体絞り込んだ事業申請が来ます。例えば先程の林道を作る為の補助金申請とか、実施要領を作って制度設計する事をあまりしない。事務局が内容を審査して、交付要綱に適用か判断してOKならば交付決定をする。慎重性ではある意味ずさんではありますが、実施要領を作っていないというのが現状です。他の補助金の交付要綱も同じです。ある程度絞り込んだこういう事に対しての補助金の要綱ですとやっつけてしまっているのです、あまり抵抗感がない。
会長	要綱は自治協さんしか申請をもらわない。それを外してしまうと何処でも、という事になってしまうので、それは具合が悪いなと思います。
管理人	布引自治協の役員さんで、3年位前から耕作放棄地にミニ山椒を植えて、何とか特産品にしたいという事で、今年は30kg程採れてその作業場もほしいなという事も聞かせてもらっています。これからどんどん耕作放棄地が増えてくるについては適地、適作があるので皆山椒が出来るとは限らない。奥馬野の方では適地があるという事で、3年程前から出来るようになってきて、たくさん出来たら売所が無いだろうかという事で区長さんが私の所に相談をしに来た。この間農協へ行ったら売り先は見つめますと聞かせてもらっています。それで財産区もスギ、ヒノキの山を切って植えるという訳ではないけども、耕作放棄地は少しでも草刈るだけではなしに楽しみも、高齢化しているが山椒の実位なら採れると、そういう育て方で、そんな所に応援出来たらいいなど。
会長	耕作放棄地は農林へ、財産区ではなかなかむずかしい。

管理人	私今聞かさせてもらって、さるびの温泉は会長が言われているように独立機関と言いますか、3自治協一生懸命応援して頂いている私らの施設と想っているのですが、市の物ですので意地悪な見方をすれば、市が当然直さなければならない。金を出さなくてはならない施設に対して、財産区が応援するような状態ですが、本来なら伊賀市がする事をしないために、大山田財産区が補填してやっているような印象を地元を持たれたら調子悪いと思います。
会長	僕もそう思います。基本的には施設自体は市の持ち物です。施設が壊れた時に契約では、軽微な修理については自分で修理しなさいと書いてある。大規模な修理については市の予算でという事になっていると思いますが、施設の維持管理については、指定管理で運用を受けていますけども、施設の維持については市の責任と思っています。そこへうちからお金を持っていくのはおかしいと基本的には思いますが、けんかばかりしてられない。向こうもそれなりの人が言うてくるし、それだったら議会対策で財産区の予算を通しませんと言うので、それはおかしいと違いますが、予算が通らなかつたらお金が残るだけですよと言っています。
管理人	一般会計の補填振替というのは出来ませんよ。制度上ありませんよというのはこの要綱には出ていませんし、財産区の委員さんはしてもらえないと思います。
会長	それはさるびの温泉がいつまで続くかはわかりません。
管理人	少なくとも、指定管理が終わる3年後までです。
会長	はい。
管理人	逆に言えば、さるびの温泉を長期にわたってどうするのかという検討が基本にあつて、財産区が阿波だけではなく、山田、布引の3自治協で応援するという話だったら、あたかも良いように写るし、私も良いのですが、伊賀市が一般会計を特別会計で補填する話というのはしにくいのでは。
会長	それにやるのだったら、自治協へ補助金をやって自治協が応援するのだったら、応援したら僕は良いと思います。それは結局隠れ蓑だと、自治協だったら住民がみんないるので、一番平等だとうちは説明出来るという隠れ蓑を使うという事です。これはまだ決まった事ではないし、本当の素案ですのでそういう方向で進めて行くという事でご理解を頂きたいと思います。
管理人	簡単に言ったら、さるびの温泉に補助金を出すけども、実際は自治協へ出しますよとそういう感じですか。
会長	そうです。
委員	さるびのだけではないのでは。例えば、交付金が入らないで収穫まつりが出来ないとかそういう事になった場合、自治協へ出すのは可能では。
会長	イベントが福祉になるのか、ならないのかむずかしい所だと思います。収穫まつりが福祉かどうかは、定義のところに書いてある、幸福な生活環境を作るというならば、当てはまるのかなと思います。
委員	自治協へ持っていくという事は、自治協が自由に使えるのでは。
会長	自由には出来ない。要望の時に、行う内容で要望をしますという事を出してもらおうので、自治協の中で何しても構わない。自由にしたら良いとそういう性格のものとは違

	って、国の補助金でも一緒ですが、これをするために補助金を下さいと取りに行くので、それをしなくてはならない。交付金とは違います。
管理人	交付金とは違うのですが、目的が福祉というものすごく広いので、内容が何でも良いと私はそう思います。自治協の活動は住民の福利厚生の為です。
会長	計画は出してもらわなくては、計画で何をしたいのでこの経費が足りないから、これだけ出してほしいですと申請してもらいたい。自治協の事業を全部書いてもらわなければ。
管理人	管理人の立場ではこの位しか言えない。後は委員さんで協議していただいたら。
委員	自分らも1/3、1/3という大きな名目を上げているけども、一番最初、風力発電が無かった時はどうして運営していたのか、住民からいろんな協力を頂いてこの財産を守っていたと思う。たまたま風力発電が出来たので、こんなおいしいやつ数字だけ見ても仕方がない。何とか住民の為に使えると色々うわさが流れてきて、これを上手に使ったらどうだろうという所から出てきた。しかし、最終的には折角の財産なので守っていかなければならないし、何かあった時には処置をしていかなければならない。風力発電がいつまで続くかわからないけども、一番の頂上の所であれだけ荒く造成してあったら、この自然災害の時にどうするのかと言われた時、あんなのを許したので土砂災害が起こった、川が詰まったと言われた時に、危機管理として財産区としてそれ相応の財源を残していかなければ。もう1つは、1/3使う時において段々減ってきた、風力発電で収入があるのに減ってきたとなった時に、一番気になるのは住民が納得した金の使い方、これが明確でなかったら、自分らが役員している意味がないかと思えます。何か知らないけども減ってきた。あれ位あったのにどこに使ったのかと、住民から言われた時には一番責任が重い役員になるかと思えます。それを解決しようとするには、財産区のお金をみんながわかってもらおうと思ったら、本当は住民の皆さんにいろんな使い方、福祉の使い方がある。これらいろんなアンケートを住民自治協で取って頂いて、その%によった使い方を2年先、3年先に見直すのかそういう見直し方をして、住民が納得してくれる金の使い方、そういうのに持っていったら一番良いと思うし、1つは何もかもこっちで使い方から、金額の数字から見るというのは把握が出来ないので、やっぱり今もって住民自治協議会で使うのが、住民で選んだ自治協議会でその意見を応援させてもらうのがベターかなと思うし、またもう1つについては、花火についても阿波の人からしたら、山田で花火をしても音も聞こえないのに500円も出すのかという意見もある。年金生活で1人暮らしをしていて、500円は大きな500円、普通の生活をしている人から考えたら500円かも知れませんが、本当に年金生活の500円は大きい。そういう事も考えて何が一番大事か、何が一番皆さんで財産区のお金を有意義に使っているかというのを、一番の所はわかっもらった上で、この財産区のお金を使わせてもらうのがベターかなと思う中で、どうしたら良いのか試行錯誤している中で、決まるまでの意見として皆さんの意見も資料として使わせて頂きたいというのが、自分らがこうして出させて頂いている趣旨かなと思えます。いろんな形があると思います。山田は山田でもっと福祉とかの考え方をしたら、山田の祇園祭りは文化財にもなっているので、どうやって祇園祭りを維持していくのかと言い出してきたら、温泉も大事だし山田の祇園祭りも大事だと思いが

	<p>らも、いろいろ頭の中を模索するけども、その中でみんなが財産区の金をこんな所に使われているという、意識を持つようにしてもらえるのが一番ありがたいと思う中で、進めさせてもらいたいなと思っています。どのように使えるのかわかりませんが、皆さんが納得してもらえるように、お金の有効利用が大事かなと思います。どういう形でも良いと思います。</p>
会長	<p>山田の財産区の運営は風車があってからです。それまでは村有林なので村の経費で管理しています。伊賀市に合併してから村有林の部分が財産区になりました。その経費については風車のお金があったので回っていますが、風車が無かったら、京丹後の財産区では賦課金を各戸から取っています。そのような所もありますので、山が将来に向けていろんな心配があるかもわかりませんが、今はお金が入ってくるので賦課金を取らずに、維持管理をしていけますけども、本来だったら会の経費やいろんな事も風車が無かったら、維持管理していくのに賦課金を取らなかったら回りません。そういう事になるかと思っています。みんなに賦課金を取って山の管理をしていく。今はそういう事で収入があるので、その中で一部については公平にみんながこういう事に使っている事が、わかってもらえるようにしていく事は、役所とうちらとで話をする事によって 100 万円という事では、みんなには見えていかないので、要綱を作っちゃんとしていきたいなと思っています。今日はこれに決めてもらう訳ではないので、これはこういう素案を作りましてこういう方向で進めていきたいという事なので、方向性についてはご承認を頂けますか。また内容については文書法制とかいろんな所で調整をしてまた変わってくるので、それについては最終的な案が出来たらまたお諮りをしますけども、そういう方向で進めていくという事でご理解を頂けますか。要綱を作った方が良いでしょう。</p>
委員	<p>この金額は予算だけであって、1 / 3 とかの内容がちょっとわからないので、経費とかいろんなものが 1 / 3 なのか、何か書いたものがあると皆さんにわかりやすいのでは。</p>
会長	<p>それは収入の 1 / 3 なので、1 千 200 万円あったら 400 万円位。400 万円位の内から基金。</p>
委員	<p>維持経費を引いたやつの 1 / 3。</p>
会長	<p>維持経費で 1 / 3 位あります。1 / 3 は残す。それはそんなことの言い方がない。いろんな年度によって事業が膨らんだ時はこっちが圧縮されるし、阿波で風車が出来たら積立金が増えるかもわからない。また、風車が古くなったのでやめますと言うかもわからない。何も収入が無くなった時には、賦課金を寄せねばならない事を頭の中に置いとかないと。賦課金を寄せるのが駄目な時は、市へ持って行って下さいと言うしかない。そういう事になってくる。近々にはそういう事は無いと思います。そのような事で要綱についてはまた研究もしてもらいますし、この文言が付けられない時は仕方がないですけども、それは研究も調整もしてもらいますけども、そういう方向で進めるという事でご理解頂けますか。よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございます。そういう方向で進めて行くという事でご承認を頂いたという事でよろしく願います。それでは、その他の項という事で、折角皆さんがお集ま</p>

	りですので、支給品の服、靴、ヘルメット等で何か足りない物がありますか。足りないという物があるようでしたら言ってほしいです。
管理人	この前チェーンソー、草刈機の講習会をさせてもらってありがたい話だと思うのですが、伐採については追加の講習を受けないと、来年以降資格が続けられないというのがありますので、もしチェーンソー作業を来年以降も管理人でさせてもらえるならば、追加の講習を受けて安全衛生のシステムに乗っかりたいというのがあるのですけども。
委員	あれは二次が追加されましたよね。
管理人	そうなんです。それが足りません。
委員	4千、5千円かかりますね。作業には常時マイカバーを付けろと。これは付けた方がよるしいから絶対付けろ、に変わりましたね。
管理人	そうです。
委員	これは8月位まで準備期間であって、8月以降は完全でなかったら事故が起こった時には、保険も減額されますね。
管理人	管理人をどの様な作業に請けさすか、この程度のものがないと請けさそうとかの話には繋がっていかない。
委員	これはチェーンソーを使う時に常時付けろ、になるものでこっちの方が大事と違うのかな。
会長	それは買おうと思っています。MとLを2着ばかり買って支所で預かってもらおうと思います。チェーンソー作業をする時にはそれを使って下さい。
管理人	もちろんヘルメットとか、防護眼鏡、防護服。
管理人	言えばかりがない。何がきりがないかと言えば、当然労働者として行うのであれば必要ですけども、木へのテープ巻きや草刈だけであれば必要がない。チェーンソーを使う作業をさせるかどうかの前提もあります。そうなれば全員に防塵イヤークとアイマスク、手袋とかを渡す。そうではなくて、私らも作業をどこまでして良いのかがある。
会長	倒木があったとか自分らで処理出来る範囲ぐらいなので、それで間伐をしてもらうとかそのような事は考えていません。普段は点検とかが主な業務と思いますので、個人対応で全部に支給するのはいらないと思いますけども、例えば2人分という事で準備をさせてもらって、行く時には適時使って頂く方法でどうですか。実際にチェーンソーを使うのはどの位ありますか。
管理人	桜の木を切ってくださいとの依頼が出後であり、福川さんと2人で2日位でした。この間倒木があり撤去をした。
管理人	作業する事がなかったら、そんなにいらない。
会長	2着くらい買って置いておこうかなと思っています。取りに来てもらって着用して仕事してもらうという事で思っています。この間も水源林整備事務所の担当者会議に行った時に、やかましく言っていましたので買っておこうと思いました。2人着れば良いですか、2着で足らなければ3着買いますけども、それは買って置いておこうかなと思っています。他に地下足袋とかは壊れてきていませんか。
管理人	地下足袋はほしい。

会長	地下足袋は夏は暑くて、蒸れるからだめと言うかわからないと思って。
管理人	半分ゴムみたいなので、水が入らなくて良い。
会長	中に水が入らない構造になっています。
委員	防水のスパイク足袋です。ただのスパイク足袋なら水が入るが、これは中がひだになっているので水が入ってこない。
会長	今それを買ってあります。ゴムのやつは蒸れて暑いかと思って。
管理人	2年前に買ったが劣化しているので、新しいのがほしい。
管理人	今年の計画の中にテープ巻きがあるので、冬場にしたいと思います。
会長	それはそれで準備して買って下さい。サイズはわかりますか。
事務局	この前聞いてありますので、それでいけます。
管理人	大きさはチェックしてありますか。
事務局	はい。
管理人	お願いします。
管理人	安全の為に私は経験があるのですが、青山で森林組合の鑑定の仕事で来ていたのですが、スズメバチに刺されて血圧が急に下がって。
会長	アナフィラキシーショックと言って、血管が拡張して血圧が下がることによって、臓器に行く血液が少なくなるので、臓器の働きが悪くなって重篤になる。
管理人	今度刺されたら危ないと聞いたのだが、財産区の中でも山へ行く機会が多い。あれは本人が怪我をしなければ病院がしてくれないのか。
委員	エピペンの事ですか。今は知らないけど、5年位前は三重県では病院で検査を本人が行って、受けて初めて使える。それを出来るのは5年位前に三重県では1箇所しかなかった。もう今は大分増えたと思いますが。
管理人	岡波でももらった。
委員	そこで診察を受けてあなたなら大丈夫です。という証明をもらったら初めて受けられる。そうでない限り勝手に自分で受けられない。病院の証明をもらって初めてエピペンを買いにいける。
管理人	びっくりして血の気が引いて、倒れそうになった。
会長	血圧が急に下がるので、頭へ行く血液が少なくなる。そして意識がもうろうとしてくる。どんなハチでも一緒にスズメバチとは限らない。それぞれの特徴があって、ハチに強い人も弱い人もいるので、人の特性によって差が出るのですが、弱い人はすぐ重篤になる。スズメバチと違ってアシナガバチでもなるし、どんなハチでも一緒。僕自身はスズメバチでもアシナガバチでもそらのハチは構わない。山にいる黄色い小さなハチは刺されるとすぐに腫れる。
管理人	1つ気になるのは、木地林班で山の間伐ではなく、重瀬で猿野区が今まで道があったので、去年刈ってくれと要望があり笹の中刈ったのですが、ああいう草刈は毎年しなければならぬのか。
会長	管理人さんで出してもらい刈ってくれますか。
管理人	管理人が財産区の境界を見回りする、限られた作業ですけどもありますので、早速いつ頃しますか。

管理人	毎年刈っていたかどうかわかりませんが、管理しなければならないので、地区から言われたら刈らなければならない。
管理人	もう少し涼しくなってから。盆を過ぎてからで。
会長	その頃なら草もそんなに伸びない。
管理人	草というより竹です。
会長	それならば5月頃に刈ったら楽になる。時期はまた管理人さんで計画して下さい。地下足袋を用意するのと、防護服2セット用意します。そういう事で当面の所よろしいですか。ハチの薬はまた森林組合に聞いておいて下さい。
管理人	新聞で見たが、風車が津から伊賀市にかかって計画している。
会長	それはシーテックのではないので、津は反対している。経ヶ峰の所はだめと。
管理人	全く新しい会社。
会長	阿波に説明に来た。
委員	説明に来たが、シーテックと振分けしたのでは。
管理人	知事に反対の申請が出ているらしい。結果はわからないが。
委員	シーテックは伊賀市しか面積が出ていなかった。
会長	最初、亀山と津を合わせて結構な数があった。
管理人	亀山が反対していた。
会長	シーテックは亀山が反対している。
支所長	まだ環境アセスになる前ですので、環境アセスをしてよろしいですかとお伺いを立てた段階で、この内容では許可しないと県が言っている。伊賀市はあまりかかっていない。少しかかっているだけです。
管理人	財産区は関係がない。
支所長	財産区は関係ありません。
管理人	もう1点、2、3年前から布引の奥の橋が壊れて、通行止めになっている林道。
会長	それは、いろんな所に頼んだが市はする気が無い、お金が無いので出来ないと。
管理人	それはおかしな話。
会長	おかしな話です。穴が開いて事故が起こった場合、市が補償しなくてはならない。
管理人	ほっとけないでしょう。
会長	市がほっとくと言うのならほっとくしかない。うちの物ではないので、こちらがこうすると言えない。何度も市へ要望しているが、最終的に言うのは工事費が1,500万円かかるので、財産区で立替えしてくれたら年50万円ずつ返していくという話はしている。1,500万円を年50万円返してもらっても30年かかる。本来は先程のさるびの温泉の話も一緒ですが、市の持ち物なので市が直さなければならない。指定管理を受けている訳でもないのだから。事の発端は災害が起こった時にそこを確認に行くのが遅かった。それで災害で直してもらえなかった。それで、管理人さんに何かあった時には1週間以内に見に行ってもらいたい。
管理人	災害が起こった時に直してもらえないのか。
会長	過年度災害は採択してくれない。
管理人	車で上に行けない。

会長	上に道を付けてあるので、回り道になりますが上から下りて行ける。途中で道が損壊して通れない所まで行けます。そんな話もあるので、最終的にどうしようもない事になってきたら、立替えてしない事もないが、30年ではあまりにも長過ぎるので、10年位にしてもらわなければ、担当者が変わっていないから知らないと言われてたため。予算が付きませんでしたではダメなので。財産区の山は風車から道を付けてありますので十分に行けます。
委員	今度台風が来た時に、跡形も無くなったら採択してもらえる。岩の上に橋台があるが、岩と思ったら転石の上だったので、大雨で橋台が動いて傾いた。
会長	災害の時に農林へ言っているけど、区長さんから被害を言っていないと言うが、区長さんは何も依頼を受けていない。行政から委任も委託も受けていないので、自治協議会の会員というだけ。区長部会はあるが仲良しクラブである。何も行政との繋がりが無いので、頼まなければしてくれない。自分の家が壊れたのは自分で見にかなければならないので、市の物が壊れたら市が見に行かなければ仕方がない。人が足りないので見に行けないなら、何日以内に見てくれと頼めばよい。
管理人	その通りです。
会長	委託しなければしょうがない。
管理人	阿波では林道会計があり、山の管理は私的でやりますという別の制度を持っています。自分らの道は自分らで守るという事。
会長	作業道は金を出してくれない。
管理人	林道でもそういうのはあります。たまたま市道が併用している所もあります。
会長	市道になっている所は市で管理してもらわないと。全然50万円ではダメ、やっぱり10年位で回収出来ない。
管理人	これから災害もきつくなってくる。災害で採択してほしい。
会長	自分が区長の時には、国道が無くなった時に剣谷の奥まで見に行った。巻尺とカメラを持って2人で行って写真を撮ってきた。そういう風に見てくれたら良いが、区長さんは見る責任が何もない。勝手に見に行っているだけなので。
管理人	山へ行かないので区もやかましく言わないが、昔だったらえらい事になる。
会長	昔は区長が行政の委嘱を受けていたが今は違う。市はどこかに委託するかで点検をしなくては行かん。
管理人	大山田財産区から各区に面積割で管理費を支払っている。その分は地元としては見に行かなければと思います。
会長	見に行くのは財産区の人で大変ですけども、災害から1週間以内に見に言って下さい。すぐ言わないと直してくれないので、区有林の山を見に行ってください。普段からお世話になっていますけども。そうしたら、支給品はそういう事でよろしいですか。災害については大雨があったら見に行ってください。お願いします。奥馬野の奥については、今整備したばかりなので15年程行かなく良い。民地はどれ位ありますか。
委員	民地は1/3も無い。
管理人	面積で言ったらどうか分からない。奥が大きいので。
委員	距離的には半分くらい。林道が終わってその奥は作業道。

会長	上まで林道ではない。途中までです。1 / 3位ですか。
委員	全体的にいったらそんな所です。
会長	他に何かありませんか。事務局さんありませんか。
事務局	特にありません。
会長	よろしいですか。管理人さんの装備品については、また準備をしますのでよろしくお願ひします。以上で終わりたいと思いますけどよろしいですか。
委員	はい。
事務局	それでは、会長さん進行ありがとうございました。皆さんお忙しい中出て頂きありがとうございます。本日の内容につきましては、進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上持ちまして第1回大山田財産区管理会を閉会させていただきます。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。
一同	ありがとうございました。

会議録署名者

大山田財産区管理会 会長 印

大山田財産区管理会 委員 印

大山田財産区管理会 委員 印